

令和2年第2回清里町教育委員会会議

1. 開催年月日 令和2年3月26日(木)
2. 開催場所 清里町生涯学習総合センター会議室
3. 開会・休憩・閉会時刻 開会宣言19時00分 閉会宣言19時25分

4. 出席者は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
教育長	岸本幸雄	職務代理者	福田一成
委員	青沼拓代	委員	高見真由美
委員	居城博明		

5. 欠席者は次のとおりです。

無し

6. 遅刻者は次のとおりです。

無し

7. 早退者は次のとおりです。

無し

8. 出席した事務局職員は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
生涯学習課長	原田賢一	生涯学習課主幹	三浦厚
学校教育G主任	熊谷駿佑	学校教育G主事	中川広樹

9. 会議に付した事件は次のとおりです。

議案番号	件名
議案第7号	清里町立学校管理規則の一部を改正する規則
議案第8号	清里町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則
議案第9号	清里町学校評議員設置要綱を廃止する要綱
議案第10号	清里町学校関係者評価委員会設置要綱を廃止する要綱
議案第11号	修学旅行の引率業務等に従事する清里町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領
議案第12号	新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における清里町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定
議案第13号	清里町教育委員会委員の辞職同意について

10. 議事の経過
別紙

第2回清里町教育委員会会議 議事録

令和2年3月26日(木)

議 長	<p>ただいまから、令和2年 第2回 清里町教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は 4名です。</p> <p>清里町教育委員会会議規則 第6条により 本会議が成立していることを認めます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第24条第2項の規定により、 福田委員 と 高見委員 を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2 議案第7号 清里町立学校管理規則の一部を改正する規則について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>ただ今上程されました、議案第7号「清里町立学校管理規則の一部を改正する規則」について提案理由の説明を致します。</p> <p>本規則は、清里町教育委員会が所管する学校の適正にして円滑な運営を図ることを目的としております。</p> <p>今回の改正は、平成29年に施行された清里町学校運営協議会設置規則に基づき、清里小学校並びに清里中学校に合同の学校運営協議会が設置され、これまで学校評議員が担っていた役割を学校運営協議会が引き継いだことにより、学校評議員の委嘱の必要性がなくなったことから、学校評議員に関する条文を削除するものです。</p> <p>ページを1枚めくっていただき、右側の新旧対照表をごらんください。</p> <p>学校評議員について規定されている第4条の3のすべてを削除いたします。</p> <p>附則につきましては、施行の日を定めるもので、令和2年4月1日とするものです。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから質疑を行います。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第7号 清里町立学校管理規則の一部を改正する規則 についてを採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第7号 清里町立学校管理規則の一部を改正する規則 については、原案どおり決定されました。</p>

議 長	<p>日程第3 議案第8号 清里町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則 を議題とします。 提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>ただ今上程されました、議案第8「清里町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則」について提案理由の説明を致します。 本規則は、清里町教育委員会事務局の内部組織について必要な事項を定めることを目的としております。 今回の改正は、事務局の事務分掌に、「認定こども園に関すること」を追加するものです。 ページを1枚めくっていただき、新旧対照表をごらんください。 第4条関係の別表第1のうち、かっこ29の次にかっこ30、認定こども園に関することを追加し、かっこ30課内の他のグループに属さない事務に関する事項をかっこ31とします。 附則につきましては、施行日を定めるもので、令和2年4月1日とするものです。 以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。 議案第8号 清里町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則 について を採決します。 本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第8号 清里町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則 は、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第4 議案第9号 清里町学校評議員設置要綱を廃止する要綱を議題とします。 提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>ただいま上程されました、議案第9号「清里町学校評議員設置要綱を廃止する要綱」について」提案理由の説明を致します。 本要綱は、学校評議員の設置に関して必要事項を定めることを目的としております。 今回の廃止は、議案第7号で学校管理規則から学校評議員の条文を削除したことから、学校評議員について規定している本要綱も併せて廃止するものです。 では次のページをご覧ください。 清里町学校評議員設置要綱（平成16年3月2日教委要綱第1号）は廃止する。</p>

	<p>附則につきましては、施行期日を定めるもので、令和2年4月1日とするものです。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第9号 清里町学校評議員設置要綱を廃止する要綱 を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第9号 清里町学校評議員設置要綱を廃止する要綱は、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第5 議案第10号 清里町学校関係者評価委員会設置要綱を廃止する要綱 を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>ただいま上程されました、議案第10号「清里町学校関係者評価委員会設置要綱を廃止する要綱」について提案理由の説明を致します。</p> <p>本要綱は、学校関係者評価委員会の設置及び運営に関して必要事項を定めることを目的としております。</p> <p>今回の廃止は、学校関係者評価委員会が担っていた役割を、学校運営協議会が引き継いだことにより、学校関係者評価委員会の設置がなくなったことから、本設置要綱を廃止するものです。</p> <p>では、次のページをご覧ください。</p> <p>清里町学校関係者評価委員会設置要綱（平成20年10月28日教委要綱第1号）は廃止する。</p> <p>附則につきましては、施行期日を定めるもので、令和2年4月1日とするものです。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第10号 清里町学校関係者評価委員会設置要綱を廃止する要綱を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第10号 清里町学校関係者評価委員会設置要綱を廃止する要綱 は、原案どおり決定されました。</p>

議 長	<p>日程第6 議案第11号 修学旅行の引率業務等に従事する清里町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領 を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>ただいま上程されました、議案第11号「修学旅行の引率業務等に従事する清里町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領」について提案理由の説明を致します。</p> <p>本要領は、修学旅行や各種学校行事等において職員の勤務時間の割振りを弾力的に設定することを目的としています。</p> <p>今回の改正は、道立学校の要綱改正に合わせて、対象となる行事等に、「対外運動競技等の当番校」を追加するものです。</p> <p>では、ページを1枚めくっていただき、右側の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>第2条第4項中「又は入学式・卒業式等」を「、入学式・卒業式等又は対外運動競技等の当番校」に改めます。</p> <p>また、第2条第13項の次に「対外運動競技等の当番校業務」の説明として第14項を加えます。</p> <p>さらに、第3条第2項第4号中「又は入学式・卒業式等」を「、入学式・卒業式等又は対外運動競技等の当番校」に改め、第13号の次に「第14号 対外運動競技等の当番校」を追加するものです。</p> <p>附則につきましては、施行期日を定めるもので、令和2年4月1日とするものです。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第11号 修学旅行の引率業務等に従事する清里町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領 を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第11号 修学旅行の引率業務等に従事する清里町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領は、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第7 議案第12号 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における清里町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>

<p>説 明</p>	<p>ただ今上程されました、議案第12号「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における清里町立学校職員の在宅勤務実施要領」の制定について、提案理由の説明を致します。</p> <p>本要領は、新型コロナウイルス感染症対策のために一斉臨時休業している期間中に清里町立学校職員が在宅勤務を行うことができるよう、道立学校の要領制定に合わせて制定するものです。</p> <p>では、内容についてご説明いたしますので、次のページをご覧ください。</p> <p>第1条は、この要領の趣旨を定めています。</p> <p>第2条は実施期間を定めており、一斉臨時休業期間に引き継ぐ学年末休業日及び学年始休業日までとしています。</p> <p>第3条では対象職員を中学校就学前の子及び特別支援学校に就学する子を養育する職員としています。</p> <p>第4条では、在宅勤務の対象業務を規定しています</p> <p>第5条では、在宅勤務の勤務時間を規定しています</p> <p>第6条では、在宅勤務は校長が命ずることを規定しています</p> <p>第7条では、在宅勤務を行う場所を、自宅もしくは家族の住居に限ると規定しています</p> <p>第8条では、在宅勤務中の個人情報の取り扱いについて規定しています</p> <p>第9条では、在宅勤務を行った場合に実施報告書を提出することを規定しています</p> <p>第10条では、在宅勤務を行うにあたり文書や校務用パソコンを持ち帰る際のセキュリティ対策等について規定しています。</p> <p>第11条では、出勤簿の整理について規定しています</p> <p>第12条では、その他必要事項は教育長が別に定めると規定されています</p> <p>附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日とし、令和2年3月6日から適用いたします。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>これから質疑を行います。</p>
<p>各委員</p>	<p>(質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第12号 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における清里町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定 を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第12号 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における清里町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定 は、原案どおり決定されました。</p>

議 長	次の議案については、人事案件となりますので、清里町教育委員会会議規則第25条の規定により秘密会と致したいと思いますがいかがでしょうか
各委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。それでは、非公開といたします。
	(非公開審議)
議 長	本会議に付された案件は、以上で終了いたしました。 これで、本日の会議を閉会いたします。

上記の議事録は、主幹 三浦 厚 が記したものであるが、その内容が正当であることを証し、ここに署名する。

令和2年 3 月 2 6 日

清里町教育委員会教育長

清里町教育委員

清里町教育委員
